

# 交通安全情報No.22

## ストップ・ザ・交通事故

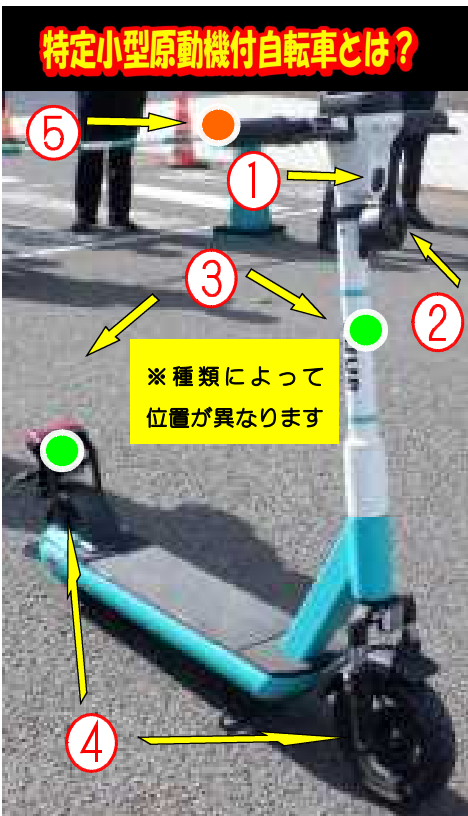
令和5年6月23日  
警察本部交通部  
交通総合対策センター

### 特定小型原動機付自転車の法整備

(いわゆる電動キックボード等)

7/1~

本年7月1日から電動キックボードが「特定小型原動機付自転車」として、原則、車道や自転車道等を走行できるようになります。車や二輪の運転者の皆さん、交通事故には十分注意しましょう！



#### 特定小型原動機付自転車とは？

#### 車体の大きさ、構造

- 車体の大きさ  
長さ190cm×幅60cm以下
- 最高速度～20km/h以下
- 定格出力～0.6kW以下

#### 道路運送車両の主な保安基準

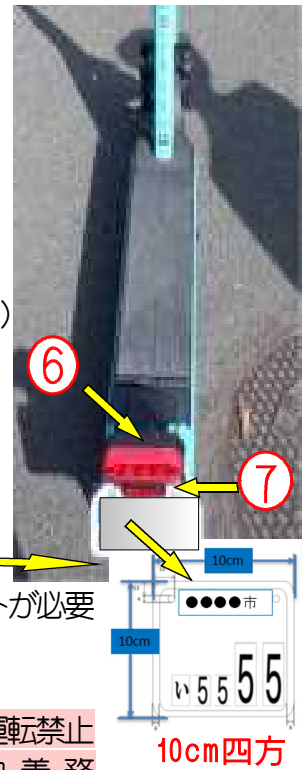
- ①前照灯（ヘッドライト）
- ②警音器（クラクション等）
- ③最高速度表示灯（緑色の灯光）
- ④制動装置（ブレーキ）
- ⑤方向指示器（ウィンカー）
- ⑥尾灯・制動灯  
(テールランプ・ブレーキランプ)
- ⑦後部反射器（リフレクター）

#### ナンバープレート等

- 市町村交付のナンバープレートが必要
- 自賠償保険の加入が必要

#### 運転資格等

運転免許不要、16歳未満の者は運転禁止  
ヘルメット着用が努力義務



### 特定小型原動機付自転による交通違反 → 交通反則通告制度の対象!!

特定小型原動機付自転車による信号無視等の交通違反は反則通告制度の対象となります。他の車両等と同様に交通ルールを遵守して、交通事故防止に努めましょう！

特定小型原動機付自転車の運転に関し、一定の違反を3年以内に2回以上行った運転者には公安委員会から運転者講習の受講が命ぜられます。

詳細は警察庁ウェブサイトへ <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

＜特定小型原動機付自転車運転時はヘルメット着用を！＞